

第7期 第2回練馬区環境審議会（案）

日時：令和元年7月10日（水）午後2時～3時40分

会場：区役所本庁舎5階庁議室

出席者：

委員（五十音順）：

阿部委員、石神委員、伊東委員、岩橋委員、小口委員、新堀委員、高崎委員、
高橋委員、則委員、服部委員、宮本委員、藪本委員、横倉委員、若林委員

区側：環境部長、環境課長、みどり推進課長、清掃リサイクル課長

傍聴：1名

○環境課長 本日は過半数を超える14名の委員に出席をいただき、定足数に達しているため環境審議会は成立しております。

○会長 それでは、今、事務局からご報告がありましたように、定足数に達しているということでございますので、ただいまから第7期第2回の練馬区環境審議会を開会いたします。

○事務局 本日は、人事異動などで後任委員になられた方々への委嘱状を交付させていただきたいと思っております。

○環境課長 今回初めて出席となる委員の方に、部長から委嘱状をお渡しいたします。

本日お配りいたしました資料1の環境審議会委員名簿順にお名前を読み上げますので、自席でお受け取りいただきますよう、お願いいたします。

（環境部長から委員に委嘱状を交付）

○環境課長 それでは恐縮でございますが、後任委員から、一言ずつご挨拶を頂戴したいと思います。

（委員2名から挨拶）

○事務局 どうもありがとうございました。

引き続きまして、資料の確認でございます。

事前に郵送でお送りさせていただきました資料を確認させていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、本日の式次第。次に、資料1として、皆様のお名前の名簿。資料2として、第7期第1回練馬区環境審議会会議録の案。資料3として、練馬区環境計画2011（後期計画）平成30年度進捗状況評価の結果について。資料4として、練馬区環境基本計画の改定について。資料5として、令和元年度練馬区環境費について。最後に資料6、練馬区みどりの総合計画（冊子）となっております。

以上、お手元に不足がある方はいらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○事務局 事務局からの報告と確認事項は以上でございます。

○会長 それでは、まず、前回の会議録について、確認をしたいと思います。このことについて、事務局からお願いします。

○事務局 平成31年3月22日に開催しました第1回審議会の会議録につきましては、皆様、ご確認をいただきまして、どうもありがとうございました。

修正のご指摘を頂戴しましたので、そちらを反映しまして、案とさせていただきます。

○会長 ありがとうございました。

前回の会議録につきましては以上ですが、これを承認いただくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 前回の会議録についてはこれで承認されました。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、本日の会議を進めていきたいと思えます。

本日は報告事項が4件ということでございます。午後4時終了を目途にしたいと思えますので、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、ご発言は、その都度、司会の私の確認をした上でご発言いただくようお願いいたします。

まず、議題の第1、練馬区環境基本計画2011（後期計画）平成30年度の進捗状況評価結果について、ご報告をお願いいたします。

○環境課長 それでは、平成30年度の進捗状況結果報告について、資料3により説明をさせていただきます。

(環境課長が資料3の説明)

○会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまお話を伺った平成30年度の進捗状況評価結果について、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

○委員 質問および確認なのですが、練馬区の人口とか世帯数というのは、ここ10年ぐらいはずっと増えているはずなのです。

14ページに、温室効果ガス排出量を令和12年度（2030年度）までに26.0%削減という長期目標があります。

6ページに戻ると、【区内のエネルギー消費量】は平成27年度から30年度まで毎年減少しているのですが、令和元年度の指標はこれより高い数値になっているのです。

「それぞれの数値は2年前の実績」と書いてあるが、これは本当にこれでいいのかなと思いました。再生可能エネルギーや省エネルギー対策だけで、あと、防災対策なども含めて、これで評価「A」ということでいいのかどうか、その辺が疑問なので確認したいのですが。

○**会長** 今のご質問について、いかがですか。

○**環境課長** 練馬区の人口は、まだまだ緩やかでありますますが減少というよりは横ばい、さらには少し上向きぐらいの状況であるというのは、お話のあったとおりであります。

6 ページ【住宅・事業所の再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助件数（累計）】で、設備設置の補助件数が累計で増えてきているというところではありますが、これは再生可能エネルギー、具体的には太陽光発電であったり、わかりやすく言うとエコキュートやエネファームのような、高効率型の給湯器などの導入に対する補助金の支給件数を、記載しているところでもあります。

その下は【区内のエネルギー消費量】で、上記の補助金支給の結果と言えるものです。区内全体でエネルギー使用量が減少しているということと、補助金支給件数の数値との間で何か大きな不突合や乖離があるということはないと考えております。

評価項目がこの2種類でいいかどうかというご質問についてですが、これは当初の計画策定のときにこれらを環境指標として定めたというものです。そして今回はそれに基づく評価の結果をお示ししているものです。先ほど2ページのところでご覧いただいたとおり、5つの基本目標に対してそれぞれの環境指標を計画で定めております。これに対する評価を今年度分としてご報告をさせていただいているところですので、今回はこの評価項目で進めさせていただければと思っております。

○**委員** 8 ページの重点事業の実施状況【食品ロスの削減】の2番目です。

食品ロス削減に取り組む区内飲食店を登録し、その取組を紹介する「おいしく完食協力店」制度を開始したということが書いてあるのですが、この食品ロス削減に取り組む飲食店の登録基準と、現在何店舗ぐらい登録しているのかを教えてください。

また、「その取組を紹介する」ということについて、これは区報か何かで見た記憶があるのですが、区報以外で何か紹介するようなことを考えているのかどうかというところもお聞きしたい。もう少し詳しく、この記載についてご説明いただけますでしょうか。

○**清掃リサイクル課長** ありがとうございます。

重点として取り組んでいる食品ロスの削減でございます。

一昨年度から家庭での食品ロスの削減に取り組んでいたところを、昨年度末から事業者の皆様にもご協力をいただいておりますところでございます。

お知らせ方法としては、ホームページや紙媒体も1つですが、一番よい方法はフェイス・トゥ・フェイスと考えております。商店の集まりや、商店街連合会などにお邪魔して、ご説明する。そういったところを皮切りに現在順次、担当職員がそれぞれの商店街にお邪魔しながらご説明し、登録を呼びかける。そのような取組をしております。

現在の登録件数ですが、私の方で把握しているところでは1桁となっております。

3月の終わりからの取組ですので、いろいろ周知はしているのですが、どのメニューで登録しようかというところで、商店に考えていただいているというところなんです。

認定の基準でございます。幾つかございまして、例えば小盛りメニューの実施です。「ご飯を食べ切れないので半分に減らしてくれませんか。」と申し出があればご飯の量を減らす。それから食品ロスについて、いろいろな形で周知をしていただくなど、多様なものがあります。商店でできる方法というところで、ご相談に乗りながら実施しているところでございます。

○委員 登録の基準というのではなくて、要は、「登録してください」というふうに店が清掃リサイクル課に申し出てくるわけですか。

○清掃リサイクル課長 そうです。私どもは、この事業を実施する趣旨をご説明し、それに対して、「では、うちもぜひ登録をさせていただきます」というお申し出をいただく、そのような形で個別に対応しながら実施していますので、何か厳格な基準があるというよりも、食品ロス削減のために「うちはこのような取組をしますよ」という、お申し出に基づいて、商店に登録を申請していただく、というように実施しているものでございます。

○委員 そうすると、区でおいしく完食協力店制度を始めて、「このお店はそうなのですよ」というと、すごくいい宣伝になると思うのです。そういうのを聞くと「では行ってみようかな」という気に僕もなります。これはすごくいい制度なので、ぜひ進めていただいて、我々にも周知に協力させてください。

○会長 ほかにいかがでしょう。どうぞ。

○委員 8ページ【基本目標Ⅲ循環型社会をつくる】ですが、【不燃ごみの資源化】の中では、不燃ごみに含まれる資源化可能物の割合は15.8%あるということです。

その4行ほど下に、「可燃ごみに含まれる資源化可能物の割合は20.8%である。」とあります。

いずれも、資源化できるものがごみとして入り込んでいるということで、循環型社会をよりレベルアップするためには、この隠れた資源をいかに取り上げるかということだと思っておりますが、何か施策というか、アイデアはありますか。

○清掃リサイクル課長 まず、不燃ごみでございます。

資料3の8ページですが、【不燃ごみの資源化】は、重点事業として私どもが取り上げているところでございます。

2点目に書いている、練馬区資源循環センターの拡張整備についてですが、昨年度に用地を取得しまして、皆様がお出しになる不燃ごみの中から、金属等の資源を抜く事業を行おうというもので、現在、施設を建てる設計を進めています。あわせて、事業の中身も検討しているところでございます。

現在、粗大ごみの中からは資源化の取り組みができていますが、不燃ごみについては現時点では、皆様が出したものをそのままの形で、中央防波堤の処理施設に運び、中間処理を行い資源化できるものは資源化するという形になっております。ですので、区の中で資源化につなげるという事業を行うというところで準備を進めているのが、「不燃ごみの中の資源化可能物を減らし、資源化につなげる」という取組でございます。

次に可燃ごみでございます。先ほど他の委員からもありました「おいしく完食協力店」、こうした食品ロス削減への取組と併せてやっているのですが、可燃ごみに含まれる資源化可能物を減らすためには、区民の皆様への周知、この一言に尽きると思っております。

可燃ごみは、ごみの中でも圧倒的に多い量を占めるものとなっておりますので、区民の皆様は、可燃ごみの中に2割強の資源化できるものが入っているというところを知らせる取組をしているところでございます。

その取組の1つとしまして、各町会・自治会に、私どもが実施した排出実態調査の概要版を増刷りして配布いたしました。

概要版では、「このようなものが可燃ごみに入っていました」と写真つきでご紹介して

います。反響が大きく、「もう少し枚数を下さい」という町会もありました。

さまざまな形でお知らせしながら、区民の皆様に、資源化できるものは可燃ごみに入れないように、資源化のお手伝いをしていただきたい、そのように働きかけていきたいと思っております。

○委員 ただいまの取組について、行政の考えはよくわかりました。

混ぜればごみで、分ければ資源という考え方からいきますと、いわゆる分別管理をもっと徹底させる。今でも大変なのですが、古紙、びん、缶、ペットボトル、プラスチックをきちんと分けることですね。もう一方で、練馬区の場合、毎年かなりの木が生えて樹木の伐採をやるのですが、さきほどの【不燃ごみの資源化】のような形で「樹木は燃料資源としてリサイクルできますよ」という分別をもう少しプラスしてやっていくという取組や、もう終わってしまったかもしれませんが生ごみの資源化など、我々区民に「こういう運動をすれば、もっと資源化できるよ」という呼びかけのような、そういうアイデアはございませんか。

○清掃リサイクル課長 まず、生ごみの資源化については、コンポスト等のあっせん、補助という形で取り組んでいるところでございます。こここのところ予算枠一杯のお申し込みがあり、活用していただいております。リサイクルセンター等で開催している環境月間行事等でのお祭りやイベントでもコンポストの展示をして、皆様に生ごみの削減というところを呼びかけています。

次に伐採した木についてです。現在23区の中で、資源化できる先がなかなかないのです。

23区は都心区というところで、資源化する場所というのはそれなりの土地の広さ、あるいは必要なものを設置しなければいけないという条件がございます。

資源化を可能な限り進めたいのですが、そのためには資源化できる事業者がいなくてはならない。しかも、それが余りに遠いと、ガソリンを使って運搬するというのを環境的に見るとどうなのかとか、そういう側面もございます。そしてもう1つ、ごみは、基本的には自区内処理ということで、練馬区および23区内で処理をするということが原則となっております。

この原則の中で、可能な限りの資源化を進めていきたいと思っております。

○会長 まだお気づきの点があるかと思いますが、ほかにも予定した議題が幾つかありますので、とりあえずこの話はここまでにさせていただいて、また関連するところで、もしご質問があれば伺うことにして、ただいまの進捗状況評価結果について、ご報告を了解したということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは、続きまして、2番目の議題、練馬区環境基本計画の改定について。

基本計画の改定が予定されておりますが、それに先立ちまして、まず、どのようなスタンスで、どういう方向で進むのかという事柄について、今日はまずご報告を伺うことにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○環境課長 それでは、環境基本計画の改定につきまして、資料4にて簡単にご説明をさせていただきます。

環境基本計画の進捗状況については、ただいまの報告にて、中身および進捗状況についてご了解をいただいたところでございます。

この環境基本計画は、先ほどもございましたとおり、今年度が最終年度ということになります。今後、その改定に向けて作業を進めていきたいということで、現在の状況等についてご説明をさせていただきます。

(環境課長が資料4の説明)

○会長 ありがとうございます。

この計画期間は、いつからいつまでですか。

○環境課長 計画期間は、来年度から10年間ということで考えていきたいと思っています。

○会長 わかりました。

そのことを前提に、何かご意見、ご質問があれば承りたいと思います。いかがですか。

○委員 資料4ページの右上に、5つの分野ということで、いわゆる基本目標が展開されていますが、2点違和感というか、表現の仕方で気になることがありました。1点目は、「みどりあふれる循環型都市をめざして」です。違和感というのは、形容詞としての「みどりあふれる」というのと、「循環型都市」です。下の方の説明文を見ると、水色で「みどりあふれる循環型都市」とあって、4つの視点が書いてありますが、いずれもこの中に「みどり」という概念は出てこないように思うのですがどうでしょう。

「循環型都市」というのは、あくまで持続発展可能な都市というふうな、サステイナブルデベロップメントとか、そういう概念が強くて、「みどり」には、この形容詞が適切かなというのが1点です。2点目は「環を広げて協働の取組を推進する」で、協働の取組はよくわかるのですが、現行計画では、ここは「学びと行動の環を広げる」なのですが、ここで大事なのは「学び」で、学んだことを実践していくという意味での「行動」ということなので、ここに少し「学び」という視点、次世代の子どもたちに環境問題を教育して、そして実践させる。そういう意味での「学び」というこの言葉が目標の中に欲しいなと思いました。

○清掃リサイクル課長 1点目でございます。

清掃の分野についてご意見をいただきました。

この「みどりあふれる」に少し違和感があるというご意見をいただいたのですが、現行の第4次一般廃棄物処理基本計画は、当審議会と別に設置している循環型社会推進会議で議論をいただいたうえで、この目標を決めさせていただいたところでございます。

この計画は平成29年に策定して、そこから10年計画です。今回の環境基本計画の中に溶け込む形になりますので、現行の第4次一般廃棄物処理基本計画の基本理念であるサブタイトルを環境基本計画の清掃分野の基本目標案として入れさせていただいています。

循環させるというところの先にあるのは、環境づくりに寄与する、そういう意味では、みどりを大切にする、という気持ちを込めて、こういう言葉をつけたところでございます。いろいろな審議を経て、この言葉に落ちついたと記憶してございます。

今、委員からいただいたご指摘は、ご意見として心にとめておきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 2点目は、協働のところで学習と教育ですか。でも、右側にそれらしいことは書いてあるように思うけれども。どうぞ。

○環境課長 「環を広げて協働の取組を推進する」。今回、第2次みどりの風吹くまちビジョンで掲げる協働の取組を一番に据えてやっていくということもございますので、「環を広げて協働の取組」という大きな目標を設定しておりますが、今、お話がありましたとおり、この右側の案の一番下の黄色いところにある「環境学習・環境教育の推進」といったことは引き続き掲げたいと、協働の取組を広げていくということで、その表現で進めてまいりたいと思っております。

○会長 「みどり」というのはいろいろなところに出てきていますので、練馬区全体として、またイメージとしては、そういうところを目指しているのだと思います。あるいは、練馬区の大きな特色の1つかと思いますので、そこに焦点を、あるいはイメージとしての焦点を置くというのは理解できるのですが、確かに、何でも「みどり」をつければいいかということ、必ずしもそうではないという気は個人的にはします。委員がご指摘したようなことは、私もあるかと思いますが、区の心意気はそういうところにあるということで、過去の経緯もあるようですから、これでまずは進めてみて、実際に、いかにも落ちつきが悪いとなればそのときに考えるということで、とりあえずこれでスタートするというので、いいかと思っておりますけれどもね。

いずれにしても、ご意見はご意見として参考にさせていただきたいと思っております。

ほかにいかがですか。

よろしければ、またこれは、今日、第1回目に全体のスケジュールを含めて枠組をご説明いただいたということですので、本格的な議論が始まった折には、ぜひまたご意見やご質問を、その都度いただければと思います。今日のところはこれでこの話は終わりにしたいと思っております。

何か事務局からつけ加えることはありますか。

○環境課長 先ほども申し上げましたとおり、改定に向けてさまざまな作業を進めてまいります。これからの環境審議会でもまた具体的な中身についてお示しいたしますので、来年度の計画決定に向けてご協力いただければと思っております。よろしくお願いたします。

○会長 それでは、この件については以上で終わりにさせていただきます。

次の3番目、資料5の「令和元年度の練馬区環境費について」ということで、環境行政全体の予算について、概略をご説明いただくということでお願いたします。

(環境課長が資料5の説明)

○会長 環境費についてのご説明をいただきました。ご質問などございましたらどうぞ。

○委員 「13 ごみ減量・リサイクル普及啓発費」と「15 リサイクル推進費」に関してです。まず1点目は、練馬区で「資源ごみの分け方と出し方」というミニ冊子がありますよね。我が家にも置いてありますが、非常に参考になるので、これは今後発行するのかどうかを確認したい。

2点目は廃プラ問題。G20でもテーマになりました。海洋汚染で大変問題になっているということで、来春にも容器包装リサイクル法などの法律の改正などいろいろあるようですが、何か区での対策はありますでしょうか。

○清掃リサイクル課長 まず、1点目でございます。

冊子「資源ごみの分け方と出し方」については、毎年その年度版というのを発行してございます。

ただ、毎年全ての区民の方にお配りしているのではなく、新規に練馬区に転入してきた方等に区民事務所等の窓口でお渡ししています。

何か大きな分別変更があるときには全戸配布を行います。大きな変更がないときには、個別に「こういうことが変わりましたよ」というお知らせにて周知徹底し、全戸配布は行っていません。ですが、現行のものを持っているけれども新しいものが欲しいというご希望の方には、区民事務所等で受け取っていただくことができますし、清掃事務所にご連絡いただければ配達もしておりますので、もし、新しい版を欲しいというときには、どうぞよろしくお願いいたします。

次に2点目でございます。

昨今、廃プラスチックの問題が出ております。私どもも非常に頭を悩めているのですが、やはり区でできることは限りがあると正直思っております。国の動き、東京都の動きをきちんと踏まえながら、区でできることをしっかりやっていきたいと思っております。

そういった中で、23区の中でも、それぞれの区の事情によって取り組み方に差がございます。例えば、容器包装プラスチックは、練馬区では家庭の皆様分別していただき、可燃ごみとは別の日に回収しております。ですが、実は実施しているのは23区中で半分ぐらいなのです。ほかの半分の区は可燃ごみ、燃やせるごみとして焼却している。ただ、これも、広い意味では決して間違いではなく、サーマルリサイクルということで、いわゆる熱に変えるというところの選択をしている区もございます。

ですが、私どもとしてはマテリアルリサイクルを目指して、皆様から集めた容器包装プラスチックをマテリアルとしての資源化につなげたい、として実施しているところでございます。

今後さらに何ができるのかというところでは、地道ながら、区民の皆様分別へのご協力、そして、昨今問題となっていることを訴えていく必要があると思っております。効果的にどう訴えていくかということは、皆様からもお知恵をいただきながら、さまざまな形でプラスチックごみを減らす、そもそもプラスチックのごみとなるものを減らす、そういったところを呼びかけていきたいと思っております。

○会長 よろしいですか。ほかにいかがですか。

よろしければ次の事項に進みたいと思っておりますが、環境費については、終わりにさせていただいて、次の議題に移らせていただきます。

次はみどりの総合計画。これにつきまして、ご報告をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○みどり推進課長 それでは、事前にお配りした冊子も参照いただきながら、ご報告させていただきます。

(みどり推進課長が資料6の説明)

○会長 今、伺いましたみどりの総合計画につきまして、ご質問などありましたらお願いいたします。どうぞ。

○委員 教えてください。

11ページですが、みどり30推進計画においては、平成50年で30%の緑被率を目指そうというのが載っていますよね。

一方、今回の新しい計画では、18ページに「練馬のみどりに満足している区民を80%に増やす」ということで、30年後の目標の中には、満足度80%に対応した緑被率何%という目標値はなくなったのですか。

なぜこういうことを聞くかということ、緑被率というのは、練馬区においては1970年代は40%ありましたよね。それ以降、20年で20%台になってしまったということで、この緑被率というものは歴史的に見ても、あるいは航空写真等で客観的に評価できる数値なので、これはターゲットとしては非常にわかりやすい。

満足度となってしまうと、どうしてもエモーショナルなものが働くのでは、というふうに思いました。繰り返しになりますが、18ページで満足度80%に変えた際には、このバックとしての緑被率というのはもうなくなったのですかという質問でございます。

○みどり推進課長 今いただいたご意見について、確かに緑被率の考え方につきましては、これまで緑化委員会の方でもいろいろご意見をいただく中で検討してきたのですが、確かに、みどりの量を見るときに何も指標がないではないかというご意見を緑化委員会の方でもご指摘を受けています。この計画の中にも、63ページに、緑視率ということで、調査方法の説明をしております。前回のみどりの実態調査のときに、34か所ほど調査をしておりますので、それで、全体を、この緑視率を使ってみどりを捉えるということをやっているという大きな方針を、18ページの一番下のところで「緑視率が高い場所を増やします」ということで掲げました。みどりが多くあると感じる区民を増やすこと。国土交通省では緑被率がおおよそ25%を超えるとみどりが多いと感じる人が多くなるということを示していますので、今回はこういったものを使いながら、トータルとして最終的には満足度を達成していこうという形で、一定程度の整理をさせていただいたというものでございます。

○委員 こういう重箱の隅をつつくような議論をしたら、不毛の議論に陥る可能性がある。

例えば緑被率という問題にしても、算出の仕方が途中で大きく変わっているのですよね。だから、古い緑被率何%というのと、直近の緑被率は単純に比較できないのです。そういう問題がある。そして、今度は緑視率という新しい概念を持ってきたりしている。

それはそれで、時代の変化だと割り切ることがまず第一であって、1つの指標を捉えてどうのこうのと言っても、あまり意味がないと私は思います。

みどりというのは、10人いたら10人考え方が全部違うのですよね。それぞれの方の思い入れというのが非常に強い部分がある。ただ、はっきり言えることは、練馬のみどりというのは、世田谷あたりのみどりと違って、公共用地の部分のみどりが余りにも少ないのです。民有地に頼ってしまっている。

民有地のみどりですから、当然、地主さんのご家庭の事情によって、相続で手放さなければならぬという問題も出てくる。そして、特に、ほかに比べて土地が安いということもあって、人口がどんどん増えている。そういう中であって、このみどりという問題で、

数値的な問題を捉えるのも大事ですが、それだけではない。

例えば、落ち葉の1つをとっても、落ち葉というとは皆さんは秋の落葉樹の落ち葉のことでいっぱいになる。ところが、落ち葉のシーズンというのは2回あるのです。常緑樹の落ち葉のシーズンは4月、5月、6月。そして、落葉樹の落ち葉のシーズンは10月末から11月、12月。しかも、落葉樹と常緑樹ですから、それを堆肥にする場合でも、堆肥にするための効果も全然違って来る、方法も変わる。

そういうことで、特に常緑樹の落ち葉は堆肥になりにくい落ち葉もある。そうかといって、落葉樹でも今では全く問題なく堆肥にできますが、かつては堆肥にできなかった、技術的に。それが今ではできる。その典型はイチョウです。

ところが、今、例の東日本大震災によって、落ち葉の利用については放射線の規制がかかっている。そのようなことで、なかなか一概に議論できない部分があります。

農家の方も、本当に落ち葉が欲しいのかということ、落ち葉の種類によって、ある種類は欲しいけれども、ある種類は要らないというものもある。

それから、基本的に今は落ち葉の移動が原則禁止されている。これが大きなネックになっています。東日本大震災からもう10年近く経っても、まだそれが解消されない。

そういうことを考えますと、物事はそう単純ではないということは、委員の皆様はご理解いただいた方がよろしいのではないかと思います。

○会長 今、いろいろなご経験からのご発言をいただきまして、私も感心してお聞きしておりました。

いろいろなお話を伺うだけの内容のあるテーマです。「緑被率をどうしてやめたのだ」という質問ですので、それが決して練馬区にとって大きな問題ではないかということ、そうではない。今、いろいろとみどり推進課長から説明を伺ったように、大変難しい問題を計画で何とか確保しようというお話でしたから、決して重箱の隅をつつくようなご質問ではないということを、私の立場から少し補足をしておきたいと思います。

○環境部長 いろいろとご意見をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど課長からもお話ししたように、緑化委員会で私どものみどりの総合計画の改定の検討を進めるに当たって、当然、緑被率30%の目標を外すということで大きく議論を呼び起こしましたし、議会でも当然、喧々諤々の議論になっていました。

ただ、私どもも、今、高橋委員からご発言があったように、練馬のみどりというのは私有地のみどりに頼っているのです。4分の3は私有地です。

今回、計画の目標を大きく方向転換するに当たっては、今の計画の12ページをご覧いただきたいのですが、緑被率30%を実現するのは、頑張れば達成できるのかという、そのような簡単なお話ではないですよということで、生々しいのですが、数値的に緑被率30%にするためにはまず、今あるみどりは1個も減らさない。1平方メートルも減らさないとした上で、380ヘクタールです。これだけの土地を区がみどりにしなければいけません。土地の取得をすれば1兆4,000億円の費用がかかります。取得後にみどりにすれば、さらにその維持費がかかります。具体的に、そういったことで達成が非常に困難な状況であるということも包み隠さずお示しをしました。

その上で、区民意識意向調査を見ていますと、この区役所の近辺の豊玉地区は非常にみどりが少ない地域なのですが、では、そういうところにお住まいの方はみどりに対して不

満なのかという、実はそうでもない。みどりといってもいろいろありますので、区民の皆様が楽しめるようなみどりがたくさんあることがいいのではないかとということで、私も、公園ですとか身近なみどりをもっと充実することで皆様の満足度を高めていきたい。これは確かに非常に大きな転換となるので、皆様が、「なぜ、わかりやすい30%の目標をおろしたのか」というような疑問を抱かれるというところは十分理解していますが、私どもとしても、みどりが減るのはできるだけ歯止めをかけたいという思いでいます。この計画に沿って今後もしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

その上で、「練馬のみどりは、いいみどりが多くてよかったね」、「最近いいみどりが増えてきたね」と言われるような取り組みを進めていきたいと思ひますので、環境審議会の皆様にもご理解とご協力をいただきたいと思ひます。

どうもいろいろありがとうございました。

○委員 お願いがござひます。

緑被率30%というのは、これは本当に無理だということ、その数字をおろしたというのは本当によくわかります。

その代わりと言つては何ですけれども、それで満足度という評価で数値化をしている。

また数字の話になつて申しわけないのですけれども、例えば、この6ページの意識調査の中で、2つ円グラフがあつて、上の方が「身近なみどりの満足度」。まさしく今おっしゃつていた、ここで非常に重要であるというのは66.6%の満足評価だということ。

それに対して、下の方は「全体のみどりの満足度」というのが69.8%だとのこと。この数字に若干違いがあるのですけれども、これに対して、例えば18ページを見ていただくと、練馬のみどりに満足している区民を80%に増やす。この80%というのは、その下に2行ほど書いてありまして、69.8%であったものを80%まで増やします。この69.8%というのは全体のみどり満足度ということですよ。

練馬区としては、身近なみどりというか、区が管理し得るようなみどりの満足度を増やすというのが一番直接的ではないかと思ひますけれども、実は、全体のみどりとなると都が管轄するような都立の光が丘公園や石神井公園など、非常にみどりの多い、ああいう大きな公園が練馬区内にあるというのは非常に大きな資産であると思ひます。要は、その影響というのはものすごくあるのかなと思ひます。

ましてや、外環の2とか、都市計画道路のみどりというのがこれから増えてくる可能性が非常にあります。

そういったみどりの量と質というのは非常に重要ではないかと思ひますので、ぜひとも、身近なみどりとして、練馬区として、質の高いみどりを維持していく、作っていくというのも当然重要ですが、東京都に対して、こういったところのみどりの充実というのものも、大いに意見を言つていただいて、この満足度が増えるように進めていただけたらなというふうに思ひますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

○会長 ほかにいかがですか。

○委員 今の議論を聞いていて気になつたのは、練馬区みどりの基本計画は平成21年度改定で、10年前に改定したときに、なぜこういう計画を立てたのかということ。

というのは、なぜかという、緑被率の4分の3が民有地だというのは、これは10年前も多分変わっていない、ほとんど。だとすると、その時点で無理な計画を立てていたの

はないかなと私は感じたのです。

だから、多分、これは現実的に無理だということで指標を変えたわけだから、無理だったわけですがけれども、計画を立てるときというのは、無理ではないかという視点も見ながらやらないと、長い10年という見方もあるけれども、わずか10年ですので、その辺は気をつけていかないといけないという、自戒も含めて提案をしたいと思います。

○環境部長 そもそも緑被率30%という目標は、当時の数字よりもかなり高い数字を置きました。当時、私は直接には関わっていなかったのですが、大きな理想を掲げて、練馬としてはみどりが23区の中でも一番豊かである、練馬にとって大きな特徴でもあるみどりを増やしていこうという気概を持って取り組んだ計画だったのです。

ただ、今、振り返ってみると、それは行政計画としてはどうだったのかということは当然あると思います。結果的にどんどん減ってきてしまって、30%どころか、現時点では直近の調査では24.1%まで落ちていますので、それが上向きになるかということ、今言ったように民有地がどんどん減ってきます。私どもとしても、相続税であるとか固定資産税ですとか、いろいろなそういったところに対して、対策がなかなかとれないわけですので、そこを何とか減らないようにするには、区の力だけでは限界があります。

今回の計画については、そういった意味で、区として、行政として責任を持って実行でき得る目標にしたつもりですし、今後もしっかりそういう観点で進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員 緑被率のお話、ありがとうございました。

私は関町北というところに住んでいるのですが、部長がおっしゃったように、20年前に引っ越して来たときには、民間の土地で屋敷林といいますか、大きな木があって、その下の自宅のところに畑があってという景色が多かったのですが、圧倒的にそういう大きな屋敷林は切り倒されて、マンションが建っていった。これは多分、家主も税金を払えなくなって大変だという感じで、軒並みそういう形になってきた。あれをもって止めろというわけには多分いけないと思ったのが実感でございます。

そういう個人の土地に頼っていたみどりだったということを教えてもらい、行政の難しさというのを教えていただきました。ありがとうございました。

○環境部長 屋敷林というのは練馬にとっての原風景の1つですので、全て残すのは無理ですが、私どもとしても、非常に面積もあって道路づけもよく、植生などもすぐれたものは、残せるものは残せるように都市計画をかけたり、東京都の財源を使ったりして、一部ではありますけれども保全する取り組みは進めています。

そういった形で、皆様が練馬らしいみどりということで愛着を持っていただいているみどりを少しでも残せるような努力は引き続き続けてまいりますので、よろしく願いいたします。

○会長 緑被率というのは明確な尺度のように見えても、実は社会主義国の目標みたいな感じがしないでもない。何をしても質が悪かろうが30%いきますよ、ということにもなりかねない。

今度の計画の、「練馬のみどりに満足している区民を増やす」という尺度は、結構難しいと思う。今度は質だということだけれども、みどりの少ないところでみどりを維持ないしは増やせば、それは満足度を高める有効な方法だということになる。

だから、どこでどのようなみどりを増やしていくか。それが区民に、いかに満足度を高めることになるのか。数量的に緑被率で何か形だけ30%いきましたというよりも、実質的に意味のあることだが、逆に言うと結構苦勞されるのではないかなという感じがしているのですけれども、これは私の個人的な感想です。

いずれにしても、練馬でみどりをいかに維持していくかということについては、皆さん関心が深い事柄の一つだと思いますので、ぜひ、この計画に従って頑張ってもらいたいというふうに個人的にも思います。

ほかによろしければ、どうぞ。

○委員 今の議論で、全てがこの計画書の4ページに書かれていますよね。

農地はどんどん、どんどん減っている。練馬区の努力によって、公園は5年間で40か所も増えている。公園が全てみどりの増加につながるわけではありませんが、公共用地としての公園が増えているということは事実です。これが今の実態だということで、農地の減少を食いとめることは容易なことではないですよ。

それが感想です。

○会長 皆さんのご関心も深いことがよくわかりましたので、引き続き頑張ってもらいたいと思います。

ほかに、全体を通じて何か言い残したことなり、聞きたいことがございましたら、まだ多少時間がありますのでどうぞ。

○委員 案件1の資料3、練馬区環境基本計画2011（後期計画）平成30年度進捗状況の7ページ、基本施策Ⅱ-1というところの、避難拠点等におけるエネルギー確保の充実ということで、関連する3事業の実施状況における評価ということですが、この3事業というのは何なのかということです。

V2Lを3基購入し、合計7基になったというのが1点目と、その下の防災フェスタに参加したものが2点目と理解すればいいのか。3点目は何なのか。

○環境課長 自立分散型のまちをつくるという中の、避難拠点等のエネルギー確保の充実、1点目が地域コジェネレーションシステムの創設というものがあります。

これは地域の災害拠点病院と、その隣の医療救護所をつないだ地域コジェネレーションシステムということで、災害時にも医療救護所に電力を供給するシステムというものをつくっていくというものです。

2点目が、避難拠点などでの緊急電源の利用の推進といったものを掲げております。

これは、災害時にV2Lを使って電気自動車から電気を給電していただくという取り組みになります。

3点目が、避難拠点等におけるエネルギーの確保といったところでありまして、これは、避難拠点に対して太陽光発電ですとか、蓄電池も含めた電源の確保を進めていく取組です。

この3点の事業を現在進めておりまして、いずれも順調であることから「A」の評価という形で記載させていただいているところでございます。

○会長 よろしいですか。

ほかはいかがですか。どうぞ。

○委員 先ほど伺おうと思ったのですけれども、若干ややこしいかなと思って控えました。資料5の裏、「17番 清掃一部事務組合等分担金」です。

その分担金の中身も教えていただきたいのですが、これは22億円ということですよ。ごみ排出量に比例して、この分担金が変わってくるのかどうか。先ほどのお話で、23区全体で容器包装プラスチックをやっているところと、やっていないところとがあって、当然それだけでもごみ量が変わってくると思うのですが。練馬区には2つの清掃工場があって、光が丘は今建て替え中ですが、それはあくまでも、清掃一部事務組合の所管なので、当然私たちが望んでいるのは、ごみを減らせば、発生抑制すればこの分担金も減ってくるということ。組合の方では、焼却施設は今後、当分は減らすつもりはなくて、その同じ大ききで建て替えていくという。

清掃一部事務組合と区民の意見交換会というものに私は出ているのですが、清掃一部事務組合と区のスタンスというのは違うとは思いますが。練馬区がどんどん頑張っごみを減らして、そうすればこの分担金は減っていくのでしょうか。

大事な環境費ですから、分担金は減らした方がもちろんいいと思います。啓発には使った方がいいと思いますけれども。その辺を教えていただければと思います。

○清掃リサイクル課長 23区には清掃一部事務組合が運営する21の清掃工場がありまして、工場のない区、ある区、そしてある区の中でも練馬区のように2つの工場がある区ということで、さまざまでございます。

23区が共同して中間処理を行うということを確認し、運営をしております。

この23区で実施している中間処理、清掃工場の運営等を進めるためには当然経費が必要ですので、分担して経費を支出しているというところがあります。

この分担金の決め方は、ごみ量に比例して決められます。ごみ量には、家庭から排出されるごみと、区内の事業者が排出するごみ、いわゆる持ち込みごみと呼んでいるものの両方があります。その両方、区で収集したごみと、それから事業系の持ち込みごみを合わせたものがごみ量になりますので、家庭ごみの減量とあわせて、事業者にも排出指導に入って、できる限りの資源化、ごみの減量呼びかけ、分担金が少しでも安くなるようごみの減量、資源化を働きかけている状況がございます。

清掃一部事務組合の運営に関しては、それぞれの区の議長が出席する議会で議論を行う、あるいは、23区の区長が集まって議論を行う、という中で、方針等を決定しております。

ですので、練馬区の思いイコールの方針にならないときもありますが、23区の総意ということで、さまざまな決めごとを行っているところでございます。

もう1つ分担金についての細かい話ですが、先ほど工場がある区、ない区があると申しました。当然ながら工場がある区には、いろいろな負担も区民におかけしているということで、ない区よりも、ごみを焼却している分の若干のプラスというところもあります。

ただ、残念ながら練馬区の場合、2つの工場が動いていれば、ごみを出しているよりも、たくさん焼却していますということで、プラスになるところですが、現在、光が丘清掃工場は建て替えておりますので、練馬清掃工場だけでは練馬区で発生するごみを燃やし切れていないという状態がございます。

このあたりは細かい話になりますので、また機会があるときに、ぜひお話できたらと思っています。

○会長 ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○**会長** それでは、本日予定しました報告事項4点につきましては、ご報告を了解したということにさせていただきます。

最後に、お手元に、先ほども話題になりましたおいしく完食協力店の登録の募集チラシをご参考までに席上にお配りしています。

ご説明で何かつけ加えることがあったらどうぞ。

○**清掃リサイクル課長** こうしたチラシを作って呼びかけをしています。大きなポスターも用意しています。そのチラシの真ん中にあるステッカーを、協力していただく店舗に掲示していただく。そのような形で今、呼びかけを進めているところでございます。

遅くなりましたがお手元に配付させていただきました。

○**会長** よろしいですか。

(なし)

○**会長** それでは、最後に事務局からご連絡などございましたら、お願いいたします。

○**事務局** 本日はどうもありがとうございました。

次回の環境審議会の開催は、10月下旬を予定しております。日程についてはまたご連絡をさせていただきます。

本日の会議録につきましては、後日、郵送で皆様にご確認のお願いをさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○**会長** 以上をもちまして、第7期第2回練馬区環境審議会を閉会いたします。

本日は活発なご意見、ご質問をいただきまして、どうもありがとうございました。